（減少額の内訳）

建物（上富田宿舎外23件）	616,449,755円
構築物（国富宿舎外20件）	28,387,708円
土地（上富田宿舎外16件）	424,051,579円
資本金の減少額	1,068,889,042円

２．雇用促進住宅の処分により生じた収入等に係る会計処理について

⑴　当事業年度に雇用促進住宅の処分により生じた収入額

1,016,261,147円

⑵　⑴のうち、国庫納付控除金預り金として計上した額（機構法附則第５条第４項に基づき厚生労働大臣が定め譲渡収入から控除された額）　284,814,018円

⑶　当事業年度に国庫納付控除金収益として収益化した額及び国庫納付控除金預り金の残高

発生年度	国庫納付控除金預り金期首残高	国庫納付控除金預り金増加額	国庫納付控除金収益への振替額	国庫納付控除金預り金期末残高
平成23年度	0円	284,814,018円	284,814,018円	0円

〔資産除去債務関係〕

１．資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

⑴　当該資産除去債務の概要

①　石綿障害予防規則（平成17年２月24日公布）に基づく処理義務

当機構が保有している一部の固定資産にはアスベスト（石綿）が使用されており、除去について石綿障害予防規則に基づく処理が義務付けられていることから、当該法的義務に係る資産除去債務を計上しております。

②　不動産賃貸借契約等に基づく原状回復義務

当機構が職業訓練施設等の設置に伴い締結している不動産賃貸借契約等に基づく原状回復義務のうち、その履行時期が明らかになったものについて、当該義務に係る資産除去債務を計上しております。

⑵　当該資産除去債務の金額の算定方法

①　石綿障害予防規則（平成17年２月24日公布）に基づく処理義務

使用見込期間は、原則として有形固定資産の耐用年数満了時まで（１年から33年）としておりますが、例外として雇用促進住宅についてのみ、譲渡等の期限である平成33年度末と耐用年数満了のいずれか先に到来する時点までを使用見込期間としております。資産除去債務の算定にあたり、割引率は0.85%から2.30%を適用しております。

②　不動産賃貸借契約等に基づく原状回復義務

使用見込期間は、平成27年度まで（１年から５年）としております。資産除去債務の算定にあたり、割引率は0.13%から0.36%を適用しております。

⑶　当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

当事業年度における資産除去債務の残高の推移は次のとおりであります。

期首残高	24,456,165円
承継による増加額	13,643,182,905円
有形固定資産の取得に伴う増加額	—
見積りの変更による影響額	△27,926,711円
時の経過による調整額	111,566,020円
資産除去債務の履行による減少額	△9,208,500円
当事業年度末残高	13,742,069,879円

⑷　当該資産除去債務の見積りの変更

①　石綿障害予防規則（平成17年２月24日公布）に基づく処理義務

資産除去債務を計上していた雇用促進住宅のうち２住宅について、当事業年度にアスベストの除去を要しない譲渡取引を行うことが決定したため、資産除去債務を減少させております。これによる影響額は、△98,015,789円であります。

②　不動産賃貸借契約等に基づく原状回復義務

当機構が地域障害者職業センターの設置に伴い締結している一部の不動産賃貸借契約等に基づく原状回復義務について、当該義務に係る資産除去債務を計上又は敷金を償却する処理を行っておりましたが、使用見込期間の見積り等を変更したため、資産除去債務の減少及び敷金の戻入処理を行っております。これによる影響額は、資産除去債務は△24,456,165円、敷金は85,262,076円であります。

また、当機構が職業訓練施設等の設置に伴い締結している一部の不動産賃貸借契約等に基づく原状回復義務について、履行時期が明らかになったことから、資産除去債務を計上しております。

これによる影響額は、94,545,243円であります。

２．資産除去債務のうち貸借対照表に計上していないもの

当機構が職業訓練施設等の設置に伴い締結している一部の不動産賃貸借契約等に基づく原状回復義務については、当該義務に関連する賃借資産の使用期間が明確ではなく、将来移転する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、履行時期が明らかになったものを除き、当該義務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

〔金融商品関係〕

１．金融商品の状況に関する事項

当機構では、余裕金の運用については独立行政法人通則法第47条の規定に定める金融商品に限定しており、株式等は保有しておりません。

未収金等に係る債務者の信用リスクは、会計規程等に沿ってリスク低減を図っております。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、業務実施に必要な資産の調達を目的としたものであります。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成24年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注２）参照）。

	貸借対照表計上額	時価	差額
⑴現金及び預金	51,255,686,605円	51,255,686,605円	—
⑵未収金	4,920,026,951円		
貸倒引当金（※）	△ 111,018,480円		
	4,809,008,471円	4,809,008,471円	—